

(参考) PCB (ポリ塩化ビフェニル) について

1 | PCB (Poly Chlorinated Biphenyl の略) とは？

PCBは絶縁性、不燃性等の特性により、変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等といった事業所用電気機器に使用されていましたが、昭和43年のカネミ油症事件を契機に有毒性が明らかになり、昭和47年にその製造が中止されました。一般に、PCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、塩素ニキビ、爪の変形、まぶたや関節の腫れ等が報告されています。

2 | PCB廃棄物の分類

PCBは濃度により、高濃度と低濃度に分類されます。濃度によって、判別方法及び処理先・処理期限が異なります。

3 | PCB廃棄物の処理期限・処理施設について

PCB特別措置法により、PCB廃棄物は処理期限が決められています。現在、使用中の電気機器も、PCB含有であれば処理期限までに使用停止し、処理しなければなりません。

分類	機器	処理期限	処理施設
高濃度 PCB	変圧器・コンデンサ	平成 30 年(2018年)3月末	JESCO 北九州 (福岡県北九州市)
	安定器等・汚染物	平成 33 年(2021年)3月末	
低濃度PCB含有機器		平成 39 年(2027年)3月末	無害化処理施設(沖縄県外)

PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物となり、沖縄県内に処理施設がありません。期限内に処理するためには早期調査・処理計画が重要となります。

4 | PCB含有機器の製造年

製造年	～	昭和 28 年 (1953 年)	～	昭和 32 年 (1957 年)	～	昭和 47 年 (1972 年)	昭和 48 年 (1973 年)	～	平成 2 年 (1990 年)
変圧器 コンデンサ	高濃度 PCB 使用 無し	高濃度 PCB 使用の可能性有					高濃度 PCB 使用無し		
	微量 PCB 含有の可能性有(絶縁油の分析が必要です)*2								
安定器*1	PCB 使用無し			PCB 使用の可能性有			PCB 使用無し		

この製造年別の判別は、外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

*1 PCB含有安定器については、昭和47年(1972年)に製造が中止されていますが、製品在庫の関係から、**昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物に使用されていた可能性があります。**

*2 **平成2年(1990年)以前製造の電気機器(変圧器、コンデンサ)については、微量PCB含有電気機器の可能性が有ります。**絶縁油の入替ができないコンデンサは、平成3年(1991年)以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことのできる電気機器は、平成6年(1994年)以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。(環境省パンフレットより)

PCB についての問題の経緯、判別方法、処理手続き、届出等の詳細は、環境省及び那覇市廃棄物対策課のホームページでも確認できます。